

介護予防・日常生活支援総合事業

身延町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

【運営方針】

- 要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 事業の実施に当たっては、利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するとともに、町、地域の保健、医療、他の福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- サービスの提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し計画的に行います。
- 事業の実施に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との提携に努めます。
- 利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。
- 予防訪問介護サービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- 予防訪問介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行います。